

1. 新旧対照表について

該当箇所	変更前	変更後
1 適用	<p>契約電流が 10 アンペア, 15 アンペア, 20 アンペア, 30 アンペア, 40 アンペア, 50 アンペアまたは 60 アンペアである需要で, お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。</p>	<p>契約電流が 10 アンペア, 15 アンペア, 20 アンペア, 30 アンペア, 40 アンペア, 50 アンペアまたは 60 アンペアである需要で, 鈴与商事株式会社 (以下「鈴与商事」といいます。) が当社の代理業者としてお客さまから申込みを受付し, お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。</p>
4 その他	<p>(1) 当社は, 特別の事情がある場合を除き, 基本要綱 1 (適用) (1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより, 基本要綱 20 (使用電力量の算定) (5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。</p> <p>(2) 当社は, 基本要綱 22 (日割計算) に準じて日割計算を行ない, 料金を算定いたします。ただし, 料金適用上の電力量区分の日割計算は, 別表 3 (料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式) によるものといたします。</p> <p>(3) 当社は, 販売委託先 (当社の電力の販売について当社と販売委託契約等を締結した者をいいます。) と共同して提供するサービスのお申込みをいただいたお客さまについては, 名義, 需要場所 (供給地点特定番号を含みます。), 使用電力量, 料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客さまおよび当該販売委託先のサービス契約に係る事項について, 当該販売委託先に情報を提供することおよび当該販売委託先から情報の提供を受けることがあります。</p> <p>(4) その他の事項については, 基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。</p>	<p>(1) 基本要綱 6 (需給契約の申込み) (1)にかかわらず, お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は, あらかじめ基本要綱およびこの個別要綱を承諾のうえ, 基本要綱 6 (需給契約の申込み) (1)に定める事項その他当社および鈴与商事が必要とする事項を明らかにして, 所定の様式によって鈴与商事またはその指定店を通じて当社へ申込みをしていただきます。ただし, 軽易な内容のものについては, 口頭, 電話等による申込みを受け付けすることがあります。なお, 当該申込みについては, 基本要綱 6 (需給契約の申込み) (2), (3)および(4)が適用されるものといたします。</p> <p>(2) 基本要綱 2 (要綱の変更) (7)の規定にかかわらず, 当社は, この個別要綱を変更する場合, 変更前の変更しようとする内容, 変更後は変更した内容, 需給契約が成立した日, 供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を, 電磁的方法 (お客さまに電子メールを送信する方法, またはインターネット上の鈴与商事のウェブサイトもしくは当社のウェブサイトに掲載する方法等をいいます。) 等によりお客さまにお知らせいたします。この場合, お客さまが希望される場合を除き, 当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。</p> <p>(3) 当社は, 特別の事情がある場合を除き, 基本要綱 1 (適用) (1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより, 基本要綱 20 (使用電力量の算定) (5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。</p> <p>(4) 当社は, 基本要綱 22 (日割計算) に準じて日割計算を行ない, 料金を算定いたします。ただし, 料金適用上の電力量区分の日割計算は, 別表 3 (料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式) によるものといたします。</p> <p>(5) 当社は, お客さまの名義, 需要場所 (供給地点特定番号を含みます。), 使用電力量, 料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまと鈴与商事または鈴与のでんき b y C D エナジー販売の委託先とのサービス契約に係る事項について, 鈴与商事または鈴与のでんき b y C D エナジー販売の委託先に情報を提供することおよび鈴与商事または鈴与のでんき b y C D エナジー販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。</p> <p>(6) その他の事項については, 基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。</p>